

令和５年度（２０２３年度）

社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

令和５年度は、地域福祉・介護サービスの事業展開に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の法的取扱いの変更が予定され、新たなステージへと移行します。これまで本会が培ってきた感染防止対策の徹底を引き続き実施するとともに新たな時代に対応した福祉事業の展開を図り、市民の皆さまの信頼に応え、質の高い地域福祉活動の推進と介護サービスの提供に努めてまいります。

地域福祉部門においては、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、一人ひとりが多様な経路で社会や地域とつながることができる地域共生社会の実現を目指します。特に、重層的支援体制整備事業において「多機関協働事業」、「地域づくり事業」、「参加支援事業」を実施（市委託事業）し地域で生きづらさを抱える方・世帯に対する包括的な総合相談支援体制の構築と地域社会とのつながりを作るための支援を展開することで、誰一人取り残さない支援の仕組みづくりを推進します。

また、平成３０年度に策定した地域福祉の具体的な行動計画である、第２期地域福祉活動計画の最終年度となり、計画期間５か年で浮かび上がった成果・課題の検証を行うとともに、本市福祉分野の総合計画である第３期長浜市地域福祉計画の基本理念である「**多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜**」を共有した第３期地域福祉活動計画の策定に向け、地区と連携した地域の調査や懇談会の開催、また、計画期間に新たに取り組む地域福祉活動の検討などの取り組みを展開します。

介護部門においては、地域における包括的な支援体制の構築に向け、制度・事業を超えた職員間の連携・協働を推進します。地域課題の把握と情報共有を進め、それぞれが持つ知識や経験、専門性を活かし課題解決に向けた取り組みを進めます。

また、持続可能な介護事業の展開と質の維持向上を図るため、経営の基盤となる人材の育成に努めます。特に所長・リーダー層への教育と学びの機会を整備し、施設・事業所毎に地域実情に即した持続可能な経営体制の確立を目指します。

さらには、SNS等の情報発信ツールを活用し、より多くの方、特に若年層に対して介護イメージの向上を図り、新たな人材・担い手の確保や介護現場への理解増進を図ります。

なお、特別養護老人ホーム伊香の里では、同一敷地内にある市立湖北病院の建替えが予定されているため、その建替えに関して当施設が必要な施設改修と中長期的な修繕計画及び具体的工程内容について検討を進めます。

法人全体では、不安定な世界情勢を受けて物価上昇並びに公共料金等が高騰する中で、業務行程等の見直しによる経費削減に努めるとともに進化したデジタル技術を浸透させ

ること（DX 推進）で業務効率を向上させ、安定した福祉経営の基盤を堅持します。特に日々の業務改善については、職員一人ひとりの意識変革と実践が必要であり、職員会議、研修会等のあらゆる機会を通じて積極的に取り組みを進めます。

また、引き続き SDGs（Sustainable Development Goals）を普遍的な目標として掲げ、本会が展開する各事業との連動性を意識した取り組みを進めます。SDGs の基本理念である「誰一人取り残さない（Leave no one behind）」の実現に向けて、地域共生社会づくりを推進します。

Ⅱ 重点推進事項

1. 第3期地域福祉活動計画の策定

長浜市では、平成26年2月に「長浜市地域福祉活動計画」を策定し、さらに平成31年3月には「第2期長浜市地域福祉活動計画」を策定し、「地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」を基本理念に様々な活動に取り組み、展開してきました。

また、市内15地区においては地区社会福祉協議会（福祉の会）（以下、「地区社協」という。）を中心に「地区地域福祉活動計画」が策定され、各地区の特性に合わせたきめ細やかな地域福祉活動の計画と活動が推進されてきました。

しかしながら、この間にも、長浜市においても高齢化率が徐々に増加し、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、しょうがい者など、支援を必要とする人が増加してきています。

また、隣近所間のつながりの希薄化や地域活動の担い手の減少など、これまでの計画から継続して取り組む必要性のある課題があります。

一方で、新型コロナウイルスの影響などから生活に困窮している方、ひきこもりなど地域の中で孤立してしまっている人の課題など、新たな課題も浮かび上がり、国を挙げた「地域共生社会」の推進を図っているところです。

このようなことから、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ新たな課題への対応を図っていくために「第3期長浜市地域福祉活動計画」を策定します。

2. 指定管理施設の更新に向けた取り組み

令和5年度は、本会が指定管理者として運営する7施設の内4施設の指定管理期間が終了します。本会がこれまで培ってきた施設管理業務及び地域福祉事業の展開並びに介護サービスの提供など、それぞれの施設特性や地域実情に応じた事業展開を活かし来期の指定管理者への選定に向けて取り組みます。しかしながら、施設の老朽化及び地域・介護ニーズの状況等を評価・検証するとともに、指定管理条件等を考慮したうえで慎重に判断するものとします。

3. DX（デジタルトランスフォーメーション）の更なる推進

きめ細やかで質の高い福祉・介護サービスの提供力向上に向けて、デジタル技術の導入を進め業務・作業効率の向上を法人全体で推進します。

令和5年度は、人事管理システムを導入し、職員一人ひとりの専門性や適性等を把握した職員配置や評価業務等の効率化を進めます。また、新規学卒者を対象とした採用管理システムを導入することで、募集・採用にかかるデジタル化を進め、新たな人材の確保に努めます。特別養護老人ホーム伊香の里では、ICT補助金等を活用し、施設内のデジタル

化の基盤となる通信インフラを整備し、D X推進の環境づくりを進めます。

D X推進で業務効率化を高めることでより多くの時間を福祉・介護サービスの提供に専念できる環境を整備し質の高いサービス提供力を確保します。



部門ごとに持続可能な開発目標（SDGs）を掲げ取り組みを進めます。

※部門ごとにロゴ標記で記載しています。

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は世界全体で取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり長浜市社会福祉協議会としても各事業との相関関係を整理し積極的に取り組みを進めます。

III 社会福祉事業

※【事業費】は、人件費を除く経費見積額

1. 地域福祉の推進

地域共生社会推進のため、生きづらさを抱える人たちを住民主体で支援できる仕組みづくり「暮らしの支えあい検討会」を市内各地区で展開し、住民主体の地域課題解決の体制づくりに取り組みます。また、福祉という分野を超えた暮らしに関わるあらゆる分野と連携した地域課題解決を図るため、「福祉とデザイン研修会」を令和4年度から開催し、分野を超えたつながりづくり、また、課題当事者、実践協働者、デザイナーによるチームづくりに取り組むことで課題解決の実践に引き続き取り組みます。

実施2年目となる参加支援事業においては、あらゆる分野の理解と協力をつくることで、利用者の希望に合わせた多様な社会参加の場づくりを進めます。

国や市の動向に合わせた、子どもの居場所づくりや子ども食堂活動のさらなる推進を図ることで、子どもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

しょうがい福祉への取り組みとして、基幹相談支援センターと計画相談支援事業所の一体的な運用を行うことにより、湖北圏域内の課題の集約や整理を行い、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

(1) 福祉活動支援事業



① 地域福祉推進事業（地域福祉活動計画の推進と地区別福祉活動計画の推進支援）

【事業費】2,246千円

地域住民の主体的な行動計画である『第2期長浜市地域福祉活動計画』の推進を目指し、更なる地域住民・社協・行政の連携・協働体制を強化し各地域の福祉活動の取り組みを推進します。市内全地区で策定された地区別地域福祉活動計画を基盤とした取り組みの推進及び進行管理等について地区社協（福祉の会）との連携・協働を進めます。

また、令和6年度からスタートする『第3期長浜市地域福祉活動計画』策定にむけ、長浜市地域福祉活動計画推進委員会を開催・運営します。

【内 容】

- 福祉懇談会の開催
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援
- 長浜市地域福祉活動計画の進捗管理及び新たな地域解決に向けた取組みの検討
- 第3期長浜市地域福祉活動計画策定

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

② 地区社協支援事業

【事業費】14,656千円

生活課題が複雑・多様化する中で、地区社協は地域福祉活動推進の基盤団体であるとともに、住民活動の主体的な取組の場としての役割を担っています。それぞれの地域実情・福祉課題に応じた住民主体の地域福祉活動がより一層推進されることを目的に地区社協活動の運営を支援します。

【内 容】

- 地区社協代表者会議の開催
- 地区社協役職員研修会の実施
- 地区社協活動推進事業費・事務局運営補助金・強化支援事業助成金の交付
- 地区社協運営・活動支援（事務局担当含む）
- 地域福祉コーディネーターの配置（1地区ごとに担当2名体制）
- 地区別地域福祉活動計画の推進支援
- 第3期地区地域福祉活動計画の策定支援
- 地区社協通信の発行

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します

③ 福祉委員支援事業

【事業費】241千円

地域における福祉課題の解決に向けた取り組みや、地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援することで、地域実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動がそれぞれの地域で実践されることを目指します。

地区社協、民生委員・児童委員等との連携のもと、小地域福祉活動の担い手として活動できる環境づくりを推進します。

また、小地域（自治会など）を単位とした福祉課題解決に向けた取り組みや、近隣住民によるきめ細やかな見守り活動、地域交流の推進を目指し、地域福祉活動の担い手を養成します。

【内 容】

- 福祉委員活動に対する相談・助言・事業企画援助等
- 福祉委員を対象とした研修会・交流会の開催 ※地区社協との共催
- 福祉委員の設置に向けた相談・支援 ※未設置地区
- 福祉委員活動事例紹介資料等による活動周知
- 具体的な活用方法を学ぶ福祉委員養成講座の開催

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

④ 地域見守り活動推進事業 【事業費】 5 6 6 千円

日ごろの支えあいの積み重ねによる、いざという時の迅速な対応や、安心して暮らせる地域づくりを目指します。地域の支えあいを基盤とした見守りや声かけをはじめとする支えあい活動に加え、市の避難行動要支援者対策と連携を図り、防災・減災活動、避難支援体制整備（防災・福祉マップ作成や避難支援・見守り支えあい制度の登録支援等）を推進します。

【内 容】

- 自治会等の防災・減災活動の取り組みに対する支援（防災福祉マップ作成・研修会等の開催支援）
- 身近な住民同士の支えあいを推進する啓発活動・研修会などの開催
- 見守り活動支援物品（命のバトン）の配布による、自治会を中心とした見守り体制の構築
- 避難支援・見守り支えあい制度の登録促進
- ながはま見守り活動フォーラムの開催

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑤ ふれあい電話事業 【事業費】 3 3 5 千円

登録されたひとり暮らし高齢者や身体の不自由な方等に対し、市内のボランティアの協力のもとに、自宅に電話をかけ、季節の話や健康のこと等、身近なことを話すことで、あたたかい声掛けと安否の確認を行います。会話を通じ悩みや心の寂しさ、生活上の不安等を聞き、必要に応じて民生委員・児童委員、地域包括支援センター、関係機関との連携を図り見守り活動に努めます。

【内 容】

- 事業利用者への電話活動による安否確認、福祉ニーズの把握
- ふれあい電話ボランティアの研修・交流会の開催
- 事業利用者への手作り年賀状送付

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

⑥ 小地域サロン支援事業

【事業費】3,206千円

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる基盤づくり、世代間の交流活動の推進、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあいの輪を広めることを目的として小地域でのサロン活動を推進します。

地域ボランティアが主体的に取り組み、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな方々を中心として、すべての地域住民が共にふれあい仲間づくりを行えるようサロン活動の支援を行います。

また地区社協と連携・協働によりサロン運営者の支援を行い、より充実したサロン活動の推進に努めます。

【内 容】

- 新規団体の立ち上げ支援
- 活動団体に対する情報の提供、相談・助言、ノウハウの提供
- サロン交流会の開催
- 活動メニューに対する支援（社会資源の発掘・講師等の派遣）
- 活動費の助成
- サロン支援員の配置による活動支援

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	3. つながりを深めあう居場所づくり	①身近な地域の居場所づくりを推進します

⑦ 広報・啓発活動

【事業費】1,086千円

地域の福祉活動や本会の取り組み及び福祉関係の情報を提供する広報誌、ボランティア活動者向けの情報紙の発行、ホームページ、SNS（Facebook等）の運営を行います。情報提供や福祉活動の取組紹介などによる地域福祉に対する意識向上、地域福祉活動への参加促進、活動者や当事者の交流のきっかけづくりを図るとともに、本会活動に対する理解と関心を深めます。

【内 容】

- 広報誌 年4回発行（6月・9月・12月・3月号）
※発行部数：7,000部 市内組回覧 県内関係機関配布
- ボランティア情報紙の発行
- サロン情報紙「サロン通信」年6回発行
- ホームページの運営（アドレス <http://www.nagahama-shakyo.or.jp/>）
- Facebookによる情報発信
- 公式LINEによる情報発信
- YouTubeチャンネルによる情報発信

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑧ 福祉団体助成事業

【事業費】1,198千円

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成等を行うことで、福祉団体の育成と活動の促進を図ります。

また、必要に応じて福祉団体との連携による協働事業等を実施し、地域福祉活動

の効果的かつ効率的な企画と実施に努めます。

【内 容】

■福祉団体の運営及び福祉活動に対する相談支援

■福祉団体の活動費に対する事業助成金の交付

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	7. 活動を支える仕組みづくり	①福祉活動団体の基盤を強化します

⑨ 歳末たすけあい運動

【事業費】4,520千円

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員・児童委員、地区社協等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいや支えあいの活動を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進及び住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

■緊急用食料品の給付

■要保護世帯図書カード支援事業

■特別支援学級学用品助成事業

■歳末そうじ支援事業

■歳末おせち配食事業

■歳末行事支援事業

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	5. つながりで支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

⑩ しょうがい者等交流事業

【事業費】540千円

1) しょうがい児者保護者交流事業（ほのぼのかけはし）

しょうがい児者の保護者を対象に、保護者同士が交流し、つながり支えあえる場づくりを推進するとともに、研修会等をとおして、しょうがいや福祉施策について学び理解を深めることを目的として実施します。

【内 容】

■保護者研修会及び交流会の開催

（長浜市内のしょうがい者就労施設見学会、研修会、親の会の立ち上げ支援）

■しょうがいに対する理解を深める研修会の実施

2) 一般就労者交流支援事業（元気クラブ）

一般就労する知的しょうがい者が充実した余暇の時間を過ごし、余暇活動をとおして、仲間や地域との交流、社会参加を果たしていけるよう、はたらき・くらし応援センターこほくとの連携・協働により余暇活動支援に取り組みます。

【内 容】

■しょうがい者の体験学習・余暇活動支援（体操、スポーツ、料理教室、交流事業等）

■事務局会議（企画会議）の開催

3) しょうがい児者理解促進出前講座事業

地域で開催される行事やその他企画において、誰もが活動に参画できる地域づくりを推進します。

【内 容】

■福祉活動者を対象としたしょうがい研修会（しょうがい平等研修等）の開催

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑪ 子育て支援事業

【事業費】 9 2 5 千円

1) おもちゃ図書館事業

おもちゃをとおしたあそびの場、交流の場づくりを進めることで、市内在住の未就園児及び乳幼児の豊かな発想と発育を支援します。また、保護者とボランティアの交流を図ることで、地域のつながりづくりを推進します。

【内 容】

■保護者及びボランティアの交流

■未就園児とその保護者を中心とした子育てサロンの開催

2) 冒険遊び場づくり活動支援事業

地域住民が主体となり、「地域住民が力を合わせて子どもの遊び場の環境づくり」「子どもの健やかな育ちを支えるための地域づくり」「冒険遊び場づくりをとおした地域のコミュニティの再生」を目指して行われる「冒険遊び場づくり」を支援します。

また、定期的な親子の居場所づくりと地域で子育てを担う人材（ボランティア）の活動の広がりを推進します。

【内 容】

■地域団体等と連携した冒険遊び場活動支援、新規立ち上げ支援

■活動助成金の交付

■冒険遊び場の定期開催（毎月第3土曜日）

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	3. つながりを深めあう居場所づくり	③当事者同士の居場所づくりを推進します

⑫ 在宅介護者のつどい事業

【事業費】 5 0 3 千円

在宅介護者を対象に、介護の技術・知識を高めることや、介護者同士が情報交換等の機会をつくることで、当事者同士の問題解決能力を高めます。

また、リフレッシュやリラックスの場とすることで、介護者の孤立を防ぐとともに介護に対する負担感の軽減を図ることを目的として開催します。

【内 容】

■在宅介護者同士の交流の場づくり・居場所づくりの活動

■介護や病気に関する知識を深める研修会

■在宅介護に関わる研修会の開催

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	3. つながりを深めあう居場所づくり	③当事者同士の居場所づくりを推進します

⑬ ふれあい備品購入助成事業

【事業費】 1, 0 0 5 千円

自治会の交流を目的とした備品の購入助成をとおして自治会相互のふれあい、

交流の機会づくりを促進します。

また、赤い羽根共同募金を財源とした地域活動備品の整備を進めることで、募金に対する地域住民の理解を深めます。

【内 容】

■自治会に対する福祉活動・世代間交流に必要な備品購入費助成

※1自治会 50,000円以内 購入費総額の2/3以内

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑭ ふれあい用具貸出事業

【事業費】550千円

自治会など地域福祉活動を推進する団体等が行う地域行事に対して、必要な用具を貸出し、地域での交流事業の活性化を図り、福祉のまちづくりを推進します。

【内 容】

■地域交流に必要なイベント用具等の貸出

(綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、プロジェクター、レクリエーション器具等)

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑮ 福祉用具・福祉車両貸出事業

【事業費】815千円

介護保険制度やその他福祉サービス等が利用できない在宅で生活する高齢者やしょうがい者に車椅子を貸出して在宅での生活を支援します。

また、外出支援として高齢者やしょうがい者の移動や社会参加促進のため車椅子移送用車両を貸出します。

【内 容】

■車椅子の貸出

■車椅子移送用車両の貸出

(長浜センター・虎姫センター・木之本センターに配置)

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑯ 社会福祉大会(社会福祉功績者表彰式)

【事業費】657千円

市民を対象とした福祉大会を開催し、福祉講演会・小地域福祉活動の実践者による活動報告・福祉標語の表彰及び発表等を実施し、市民の福祉に対する理解と関心を深めます。

また社会福祉の推進、向上に多大な貢献をされた個人、団体を表彰し、その功績を称えるとともに、多額の浄財を寄付していただいた個人、団体に対しては感謝状を贈呈し、地域貢献に対する意識の啓発に努めます。

【内 容】

■地域福祉シンポジウム

■福祉関連パネルの展示

■社会福祉功績者表彰式の開催

■福祉標語、福祉ポスター表彰式の開催

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑪ ワークキャンプ支援事業 【事業費】 3 1 5 千円

ボランティア等と中山間地域に住む人々との交流をととして、地域活動の活性化、地域課題の解消に向けた取り組みを推進します。自主的、自発的に活動に参加するボランティアが、地域の暮らしの課題に自らの力を提供する作業（ワーク）をととして地域住民と交流することで、地域課題に対する認識や相互の理解を深めます。

【内 容】

■地域課題に対するボランティア活動 年2回（草刈、泥上げ、除雪作業等）

■地域住民とボランティアの交流促進

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

⑫ 福祉出前講座 【事業費】 4 6 千円

地域住民・自治会・団体等を対象に見守り活動、ボランティア、介護、インスタントシニア体験、地域サロン等の専門職を講師として派遣することにより、社会福祉の啓発と本会事業に対する市民の理解を深めます。

【内 容】

■福祉出前講座の講師派遣

※介護・ボランティア・インスタントシニア体験・小地域サロン講座・地域福祉権利擁護講座等

■福祉出前講座メニューの企画・開発、パンフレット作成

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

⑬ 日常生活支えあい促進事業 【事業費】 2, 6 9 6 千円

高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、中山間地域の過疎化などが進行する一方で、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方も増加しています。地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援団体（生活支援ボランティア団体等）の設立及び活動支援を行います。

【内 容】

■生活支援ボランティア団体等の設立及び活動支援

■生活支援ボランティア団体情報交換会の開催

■新規活動者養成講座の実施

■地域活動支援車両の貸出

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながり支えあうネットワーク	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

②⑩ 地域除雪推進事業

【事業費】 1 1 6 千円

自治会内での除雪活動を推進し、高齢者世帯やしょうがい者世帯等の生活道路の確保や安全確保につなげます。

【内 容】

■自治会における除雪活動時の傷害保険・賠償保険の加入

■除雪機の貸出

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	4. お互い様でつなぐ見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

②⑪ 中山間地支援事業

【事業費】 6 8 6 千円

人口減少や高齢化の影響が地域住民の生活や福祉活動の取り組みに大きく現れる中山間地域で、住民相互のたすけあい、支えあい活動や住民の憩いのための居場所づくり、生きがいを持って日々の生活を送り健康で健やかな暮らしを応援するための支援活動を実施します。

【内 容】

■地域カフェ「ほっこり茶屋」の運営

■生きがいづくり教室の開催

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	3. つながりをもつ居場所づくり	③当事者同士の居場所づくりを推進します

②⑫ ひきこもり者等支援事業

【事業費】 3 6 0 千円

不登校者やひきこもり者が家族以外の他者と交流するかけはしとして、自宅以外に安心して過ごせる場所を提供することで、自立した生活へつながるよう支援します。また、当事者同士の交流による支えあいづくりを推進するとともに、悩みを抱え地域で孤立しがちな家族に、互いに相談できる場所をつくることで、ともに支えあう関係づくりを支援します。

【内 容】

■居場所づくり（えんかふえの開催）

■家族交流会の開催

■ひきこもり者支援団体の活動支援及び情報交換会の開催

■市民向け研修会の開催

■ひきこもり者支援団体活動費助成

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	5. つながり支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

②⑬ 福祉バス運営事業

【事業費】 3, 8 1 0 千円

福祉団体等の実施する様々な活動（大会参加、研修事業、交流事業、ボランティア活動）の実施や参加を支援するため福祉バスを運行します。

【内 容】

■福祉バスの運行 ※バス事業者へ委託

■福祉団体等の事業・活動の支援

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	7. 活動を支える仕組みづくり	①福祉活動団体の基盤を強化します

②4 子ども食堂支援事業

【事業費】500千円

子どもが健やかに安心して育てる地域を目指し、食事をテーマにした地域住民全体の居場所づくりに取り組む「子ども食堂」を応援することで、地域の世代を超えたつながりづくりを支援します。

【内 容】

■子ども食堂の新規立上げ、活動継続支援

■子ども食堂情報交換会の開催

■活動費の助成

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	5. つながりで支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

②5 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター設置）【事業費】2,547千円

高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、地域住民をはじめ生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実及び強化、高齢者の社会参加などの支え合い活動の推進を図ることを目的に生活支援コーディネーターを設置します。

【内 容】

地域住民と地域内にある様々な専門機関、介護事業者、福祉団体等と連携し、地域に不足するサービスの創出、担い手の養成などの資源開発や関係者間の情報共有等を目的としたネットワークの構築、地域の支援ニーズの把握やサービス提供主体の活動のマッチングなどを主な役割として担います。

■生活支援コーディネーターの設置

【市域】2名 【地区（地区社協単位）】：各2名（※兼務有）

活動計画の位置づけ	基本目標	行動指針
	7. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

②6 認知症サポーター養成等事業

【事業費】1,286千円

高齢化の進展に伴う認知症者の増加に対し、認知症サポーター等を養成し、その活動の支援に取り組むことで、認知症者やその家族が安心して暮らせる地域をつくる理解と支援の輪を広げます。

【内 容】

■認知症キャラバンメイト活動の支援

■認知症サポーター養成講座の開催

■認知症キャラバンメイト養成研修

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

②⑦ 地域共生社会推進事業（重層的支援体制整備事業） 【事業費】2,068千円

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる仕組みづくりに取り組みます。

現状制度では適切なサービスを受けることが難しい困りごとを抱えた人たち等の相談を包括的に受け止める体制づくり、また、社会的な孤立状態にある方の社会参加の支援に取り組みます。

【内 容】

- 地区における「暮らしの支えあい検討会」の開催支援
- 「地域共生社会」研修会の開催
- 行政・専門機関と連携した多機関協働による相談支援体制づくり
- 相談支援包括化推進員、地域連携推進員の配置
- 生活困窮者の社会参加支援の取組み

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	7. 活動を支える仕組みづくり	③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

②⑧ フードバンク・フードドライブ支援事業 【事業費】170千円

新型コロナウイルス感染症などの影響により、生活に困窮する方の支援として、特に食料を中心とした「寄付から配布」の流れをつくるフードバンク・フードドライブ活動を支援することで、地域のつながりによる困窮者支援を推進します。

【内 容】

- フードバンク・フードドライブ活動団体の支援
- 企業や団体との連携づくり支援
- 食料配布活動の支援
- 広報啓発活動の支援
- 活動費の助成
- 市や関係機関との連携支援

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

(2) ボランティア支援事業



① ボランティアセンター事業

【事業費】5,208千円

市民が幅広くボランティア活動に対する関心や理解を深め、自ら参加できるような活動に関する相談窓口を運営します。また、情報の発信、資料の提供、養成講座の開催、啓発を行い住民参加による地域福祉の推進を図ります。

ボランティアセンターの機能強化・体制整備を図るとともに、市民協働センターとの連携・協働体制を構築し、市民活動・ボランティア活動の更なる推進を図ります。

また、本会各センターにおいてボランティア活動保険の加入手続、ボランティア相談等の実施をととして地域特色に応じたボランティア活動の充実を図り、総合的なボランティア活動の推進体制を整備します。

【内 容】

- ボランティア登録・ボランティア相談
- ボランティア活動団体等への支援
- ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ボランティア活動の啓発（情報紙の発行・社会福祉大会の開催）
- 市民協働センターとの連携・協働体制の構築
- 地域貢献活動の推進事業
- ボランティア連絡協議会事務局支援

活動計画の位置づけ	基 本 目 標	行 動 指 針
	2. つながりを広げる交流と参画	① つながりを広げる交流と参画を推進します

② 災害ボランティアセンター体制整備事業

【事業費】1,470千円

災害ボランティアセンター機能の充実を図り、万が一の災害時に円滑な災害ボランティアセンターの設置及び運営が実施できるよう職員が中心となり、住民と共に準備を進めます。また、住民への啓発活動に取り組むことで災害に対する関心を高め、災害への備えと災害に強いまちづくりを推進します。

【内 容】

- 災害ボランティアセンターの体制強化
- 災害ボランティアセンターの啓発
- 災害ボランティア研修会の開催
- 災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- 災害ボランティアセンター運営サポーターグループの育成
- 災害ボランティアセンター運営システムの構築及び運用
- 災害ボランティアセンター備品整備

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	6. 日ごろのつながりで取り組む 災害支援	②災害ボランティアセンター活動を拡充しま す

③ 福祉教育推進事業 【事業費】 604千円

市内の小中学校、高等学校、特別支援学校、住民、企業等を対象としてボランティア活動や日常の身近な福祉活動を推進し、福祉への理解と関心を深め、互いに尊重し、たすけあいと思いやりの心の育成を図ります。

人権教育の一環として福祉教育を推進し、「自分のことも周りの人も大切に思う気持ち」「違いを認めあい共に生きる」を基本に社会参加及び連帯感を高め、豊かな人間性の育成を図ることや福祉の心を深めることを目的に実施します。

【内 容】

- 教育機関等におけるボランティア体験・福祉体験等の推進
- 福祉教育に関するプログラムの作成支援
- 福祉教育にかかるボランティア講師・職員等の派遣

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	2. つながりを広げる交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します

④ ながはま・ファミリー・サポート・センターの運営 【事業費】 535千円

市内の子育て世帯の支援を目的に、援助を行うボランティアと、援助を希望する住民をマッチングし「地域による子育て」を推進します。

【内 容】

- ボランティア、利用者の募集（会員登録）
- 会員による援助活動のマッチング
- 援助活動の研修会の開催
- 関係機関との連絡調整に関する業務
- センターの広報に関する業務

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

(3) 生活相談支援事業



① 地域福祉権利擁護事業 【事業費】 10,953千円

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症高齢者、知的や精神にしようがいのある方等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管等を行うことで要援護者の生活課題の把握・改善につなげるとともに、権利侵害を未然に防ぎ地域で安心して生活が送れるように支援し

ます。

【内 容】

- 要援護者のしょうがいや疾患状況及び生活環境に応じた日常生活支援
- 福祉サービスの利用援助
- 日常金銭管理
- 書類等の預かり

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

② 成年後見事業（成年後見権利擁護センター） 【事業費】 1, 5 4 6 千円

市成年後見制度利用促進基本計画の中核機関として、市民や福祉事業者、成年後見人等から制度等に関する相談に応じ、必要な助言及び申立手続き支援等を行うことで、円滑かつ適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、広報活動、担い手人材の育成、後見人支援に取り組めます。

また、本会が成年後見人等として被後見人に対する支援を実施します。被後見人自らの意思決定を尊重し、成年後見人等として生活全般における支援を行なうことで被後見人の権利擁護と豊かな人生をサポートします。

【内 容】

■中核機関業務

- 成年後見制度や権利擁護全般に関する相談と成年後見制度の利用促進
- 申立支援（本人・親族等）及び市長申立の事務支援
- 成年後見制度の適切な普及を目的とした啓発活動、出前講座の開催、啓発資料の作成
- 成年後見サポーター養成講座、事例検討会の開催
- 成年後見受任者への支援（交流・情報交換会、研修会等の開催、相談支援）
- 受任調整会議開催に向けた検討
- 関係者協議会、地域連携ネットワーク会議の開催

■法人後見業務

- 被後見人等に対する身上保護・財産管理
- 家庭裁判所の審判等に基づく代理（同意）行為

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

③ よろず相談事業 【事業費】 2, 1 1 4 千円

住民の日常生活上の様々な悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置します。多様化する相談に対して相談員の資質向上に努めるとともに、適切な情報提供や行政機関等との連携を図り、住民にとって信頼感と親しみある地域の相談窓口を提供します。

【内 容】

■よろず相談

- 開設日：長浜市地域福祉センター 月曜日～金曜日
湖北福祉ステーション 毎月第4水曜日

木之本福祉ステーション 毎月第4木曜日

□相談員：行政相談員、人権擁護委員、民生委員・児童委員、有識者

■法律相談

□開設日時：毎月第2・4木曜日 13:00～16:00

□相談員：弁護士

□開催場所：長浜市地域福祉センター

■相談員研修会の実施

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

④ 生活福祉資金貸付事業

【事業費】3,447千円

低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯等が抱える生活上の課題に対して世帯更生のための資金等の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送るための支援を行います。

【内 容】

■総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸付相談・事務

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑤ たすけあい資金貸付事業

【事業費】148千円

低所得者世帯などに対して一時的な生活困窮による生活の破綻を回避するために、生活維持に必要な資金を貸付けることで当該世帯の維持を支援します。

【内 容】

■緊急的な生活費の貸付 一世帯40,000円を上限

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑥ 緊急食料給付事業

【事業費】198千円

予測できない事由などにより、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対して食料品の給付及び調理器具等の貸与を実施し、生活困窮世帯の安定を支援します。

【内 容】

■食料品（米・缶詰・レトルト食品等）の提供

■調理器具（カセットコンロ等）の貸与

	基本目標	行動指針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

⑦ 湖北基幹相談支援センターふらっとの運営

【事業費】9,780千円

令和5年度から、基幹相談支援センターと計画相談支援事業所の一体的な運用

を行うことにより、圏域内の課題の集約や整理を行い、相談支援体制の強化に取り組めます。

1) 計画相談支援事業所

しょうがい福祉に関するさまざまな課題について、福祉の総合相談窓口として本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用計画の作成等の支援を行います。

また、福祉サービスを利用または利用見込みのしょうがい児(者)に対して計画相談支援に基づくサービス等の利用計画の立案を実施することで、適切なしょうがいサービスを利用し安心して生活できるよう支援します。定期的にサービス利用状況のモニタリング及びアセスメントを行いサービス計画の適切な見直しを実施します。

【内 容】

- しょうがい福祉サービス等の利用援助
- 生活支援に関するしょうがい福祉サービス計画の作成及び見直し
- サービス調整連絡会議の開催
- しょうがい福祉サービス等の情報収集及び情報提供
- 成年後見制度の利用支援
- 研修会への参加
- 相談支援従事者現任者研修等の受講

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

2) 基幹相談支援センターの運営

長浜市から委託を受け湖北圏域における相談支援体制強化の中核的な役割を担うために、基幹相談支援センターを運営します。センターでは複雑化かつ多様化するニーズに対応するため、湖北福祉圏域の課題集約と整理、解決に向けた協議を実施します。また、しょうがい児者自らが選択した場所で、希望する生活を続けることができるよう相談支援専門員が実施するケアマネジメントへの助言やサポート、しょうがい福祉専門職の人材育成、関係機関との連携強化（地域生活支援拠点等の整備・自立支援協議会事務局機能等）に向けた取り組みを進めます。また、しょうがい相談支援事業所との一体的な運用を実施することにより、日常的な相談から専門的な相談までを横断的に対応します。

【内 容】

- 地域の相談支援体制を強化するための取組
- 福祉人材育成に向けた研修会等の実施
- 専門的・総合的な相談支援の実施
- 地域生活を支えるための体制整備に係る検討
- 長浜米原しょうがい者自立支援協議会の事務局運営

	基 本 目 標	行 動 指 針
活動計画の位置づけ	5. つながりで支えあうセーフティネット	②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

2. 在宅介護事業



(1) 居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）

【収入】 98,048千円

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要支援・要介護認定を受けた人のケアプランを作成し、関係各所との連携強化を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援します。

【実施サービス】

- ① 指定居宅介護支援事業（介護保険事業）
- ② 介護予防支援事業（市受託事業）

【事業拠点】

しゃきょうケアプランセンターぴいす（長浜北部福祉センター内）
 しゃきょうケアプランセンターえいる（湖北福祉ステーション内）
 しゃきょうケアプランセンターらいと（西浅井福祉ステーション内）

(2) 訪問介護事業所

【収入】 166,939千円

介護保険法、障害者総合支援法などに基づくホームヘルプサービス等を提供し、身体介護、生活援助等の支援を通じて、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるよう、利用者の在宅生活を支援します。

【実施サービス】

- ① 指定訪問介護（介護保険事業）
- ② 総合事業訪問介護（介護予防日常生活支援総合事業）
- ③ 居宅介護（障害者総合支援事業）
- ④ 重度訪問（障害者総合支援事業）
- ⑤ 同行援護（障害者総合支援事業）
- ⑥ しょうがい者等移動支援事業（市受託事業）
- ⑦ 養育支援訪問事業（市受託事業）
- ⑧ 自費サービス（介護保険外サービス）

【事業拠点】

しゃきょうヘルパーステーションこくあ（浅井福祉センター内）
 しゃきょうヘルパーステーションあとれ（特別養護老人ホーム伊香の里内）

(3) 通所介護事業所

【収入】 612,191千円

生活機能の維持向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を通じ、利用者の心身等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

【実施サービス】

- ① 通所介護事業（介護保険事業）

② 総合事業通所介護事業（介護予防日常生活支援総合事業）

③ 共生型生活介護（しょうがい福祉サービス事業）（※の事業所で実施）

【事業拠点】

リハビリデイサービス東部	（長浜東部福祉ステーション内）
神照リハビリデイサービス	（長浜北部福祉ステーション内）
リハビリデイサービス浅井	（浅井福祉ステーション内）
デイサービスいろはの湯※	（虎姫生きがいセンター内）
リハビリデイサービス湖北	（湖北福祉ステーション内）
しゃきょうデイサービス高月※	（高月福祉ステーション内）
リハビリデイサービス伊香の里アネックス	（木之本福祉ステーション内）
しゃきょうデイサービス伊香の里	（特別養護老人ホーム伊香の里内）
リハビリデイサービス西浅井	（西浅井福祉ステーション内）

（４）地域密着型介護事業所

【収入】 40,970千円

家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた身近な事業所において、なじみの言葉や風習が漂うなかで、穏やかな生活が送れるよう地域や関係各所との連絡調整を図り、本人の思いに寄り添う日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

【実施サービス】

① 小規模多機能型居宅介護事業（介護保険事業）

② 介護予防小規模多機能型居宅介護事業（介護保険事業）

※通い、訪問、泊りを一体的に提供するサービス

【事業拠点】

しゃきょう小規模多機能型居宅介護事業所ひなたぼっこ

（５）その他の取組み

【収入】 2,072千円

① 長浜市通いの場健康づくり教室（市受託事業）

サロン等で高齢者が集い交流する通いの場にて、フレイルを予防する体操の指導および効果の測定、健康教育、健康相談を実施します。

※フレイル： 健常から要介護へ移行する中間の段階。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。

② こほく健康づくり広場事業

市内の高齢者を対象に、健康増進、介護予防を目的に湖北福祉ステーションにおいて、筋力トレーニング機器による運動の場所を提供します。

③ 介護・介護予防出前講座

介護予防の推進、家庭介護者の負担軽減を図るため、各事業所の専門職員が、自治会、老人会、サロン等の地域へ出向き、介護、介護予防、認知症予防等の講座を行います。

3. 施設介護事業



(1) 特別養護老人ホーム伊香の里

【収入】305,072千円

要介護認定を受け、在宅での生活が困難な方に対して、施設に入所していただき、日常生活全般の介護を提供いたします。

また、在宅で介護を受けられている方に対して、短期間入所していただき、施設において日常生活全般の介護を提供いたします。

【実施サービス】

- ① 介護老人福祉施設（介護保険事業）
- ② 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（介護保険事業）

(2) ケアハウス伊香

【収入】26,885千円

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安がある方で、家族等による援助を受けることが困難な方に入居していただき、日常生活上必要な便宜を提供します。

【実施サービス】

- ① 軽費老人ホーム事業 12部屋（1人部屋：9部屋 2人部屋：3部屋）

4. 福祉ステーション・地域福祉センターの指定管理



(1) 福祉ステーション指定管理

指定管理者として、各福祉ステーションのもつ様々な機能を充実させ、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

（市内7施設）

- ・長浜東部福祉ステーション・長浜北部福祉ステーション・浅井福祉ステーション
- ・湖北福祉ステーション・高月福祉ステーション
- ・木之本福祉ステーション・西浅井福祉ステーション

①高齡者福祉センター事業

【事業費】42,029千円

- ・外出支援事業（東部・北部）

高齢者等の外出を支援するため福祉ステーション内において健康体操や各種の講演・レクリエーション等を実施し、こころやからだの病気・生活習慣病の予防・改善につなげます。

また、併せて買い物の交通手段にお困りの方の買物支援（センターから大型

量販店等への送迎) をすることにより、外出の機会を増やし要援護者への生活支援につなげます。

- ・ 生きがいき講座の開催と仲間づくり支援（北部）

高齢者等の生きがいきを促進するため、各種趣味活動への導入講座を開催し、高齢者の活動的で豊かな余暇を応援します。また、高齢者等の仲間づくりを支援することで地域のつながりを深めます。

- ・ 子育て広場の開催と子育て相談・妊産婦相談（東部・北部）

地域の未就園児等を対象に、親子サークル活動を促進するため、子育て広場を開催し子どもの豊かな表現力を高めることと親子の愛情を深め育てます。保健師等による子育て相談の開催また、親世代同士のつながりづくりを支援することで、地域での孤立化を防ぎます。

- ・ 福祉講演会の開催（東部・北部・木之本）

地域住民を対象に高齢者福祉等を題材とした講演会や福祉課題に対する研修会を実施し、地域福祉を推進します。

- ・ いきいき講座（高月・木之本）

高齢者の健康増進と交流を図ることにより、活動的で明るく生きがいのある日常生活が送れるように支援します。

（高月）

■シルバー体操 ■カラオケ教室 ■フラワーアレンジメント

■囲碁・将棋教室 ■男の料理教室 ■ヨガ教室

（木之本）

■男の料理教室

②地域包括支援センター（北部・高月）

③その他介護事業

◎通所介護事業 （東部・北部・浅井・湖北・高月・木之本・西浅井）

◎居宅介護支援事業（北部・湖北・西浅井）

（２）地域福祉センター指定管理

【事業費】 4, 1 4 6 千円

長浜市地域福祉センター（さざなみタウンながはま文化福祉プラザ内）を指定管理者として受託し、本市における地域福祉推進の中核拠点として更なる地域福祉の向上に向けた取り組みを進めます。

【内 容】

- 地域福祉活動の調整、啓発、推進及び支援
- 地域福祉活動の担い手育成及び相談支援
- 協働による地域福祉活動の推進
- 管理施設の貸出業務

IV 公益事業



(1) 地域包括支援センターの運営

【事業費】 1 2 6, 0 6 1 千円

高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な支援へつなぐことを業務とし地域包括支援センターを運営しています。高齢化が進み、認知症や身寄りがいない一人暮らし高齢者、複雑な課題を抱える家庭が増加する中、住み慣れた地域で自立した日常生活が安心しておくれるよう専門職が相談対応にあたり、環境整備と地域ネットワーク及び各関係機関と連携することで地域包括ケアを推進します。

また法人内部においても部署・制度の縦割りを超えた職員間の連携・協働を推進し、地域課題の発見や情報共有、事業の企画・運営、人材育成等を行い、包括的支援体制の構築を進めます。

【内 容】

- 総合相談支援業務
- 虐待・権利擁護業務
- 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務
- 認知症施策推進業務

【実施センター】

- 神照郷里地域包括支援センター (長浜北部福祉ステーション内)
- 浅井びわ虎姫地域包括支援センター (虎姫生きがいセンター内)
- 湖北高月地域包括支援センター (高月福祉ステーション内)

(2) 介護職員初任者研修の開催

【事業費】 7 1 5 千円

介護職の人材不足が深刻化する中で、一人でも多くの方に地域の福祉や介護に関心を持っていただき、介護に関する基礎知識や技術を身につける機会を提供することで、介護の仕事に対する理解を深め、地域の新たな人材の確保に繋がります。

また、すでに就業されている無資格の介護職が資格を有することで待遇の改善や資質の向上を図り、意欲を持って介護の仕事を続けることができるよう介護職員初任者研修を実施します。

(3) 外国人介護職員初任者養成研修の開催

【事業費】 3, 6 3 7 千円

県内で介護職に従事する意欲のある定住外国人を対象とした、介護職員初任者養成研修を滋賀県からの委託により実施します。開催にあたっては滋賀県介護福祉人材センターや湖北地域介護サービス事業者協議会等関係機関と連携を図り、新たな人材確保に繋がります。

V 会務運営・その他

(1) 理事会の開催

(2) 評議員会の開催

(3) 監事会の開催

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

(5) 福祉関係団体等との情報共有・懇談会

本会役職員と市内で活動する福祉関係団体等との情報共有・協議の場を設けることで、市内の福祉課題解決に向けた検討を進めます。また、本会が地域福祉の推進等のため果たすべき役割を担うべく理事会を中心に地域実情に応じた各事業運営の企画立案をおこないます。

(6) 長浜市共同募金委員会・日本赤十字社長浜市地区

長浜市共同募金委員会の事務局として、「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」の募金活動に取り組みます。

また、日本赤十字社長浜市地区の事務局として、日本赤十字社の活動資金募集、災害における救援援助活動、赤十字奉仕団活動の支援等を実施します。

国内外の災害時において、共同募金会、日本赤十字社の義援金・救援金募集の受付窓口として被災地支援を行います。

(7) 組織体制

令和5年度 長浜市社会福祉協議会 組織図

